

石狩市下水道事業経営戦略

公 共 下 水 道 事 業
特定環境保全公共下水道事業
個別排水処理施設整備事業

(令和3年度～令和12年度)

令和2年10月

石狩市建設水道部

目 次

I. 策定の趣旨	1
(1) 経営戦略の位置付け	
(2) 計画期間	
II. 事業概要	2
(1) 事業の現況	
(2) 経営健全化への取り組み	
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	
III. 将来の事業環境	16
IV. 経営の基本方針	18
V. 投資・財政計画（収支計画）	20
(1) 収支推計の前提となる諸条件	
(2) 投資・財政計画（収支計画）について	
(3) 今後検討を要する項目	
VI. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	32
VII. まとめ	32
(別紙)	
○経営指標の概要	33

I. 策定の趣旨

本市の下水道は、これまで、全ての市民が生活排水を処理できることを目標に、公共用水域の汚濁防止や水洗化による生活環境の改善を図ってきました。

近年、整備率は向上したものの、人口減少など社会情勢の変化とともに、下水道事業を取り巻く環境も大きく変化してきました。

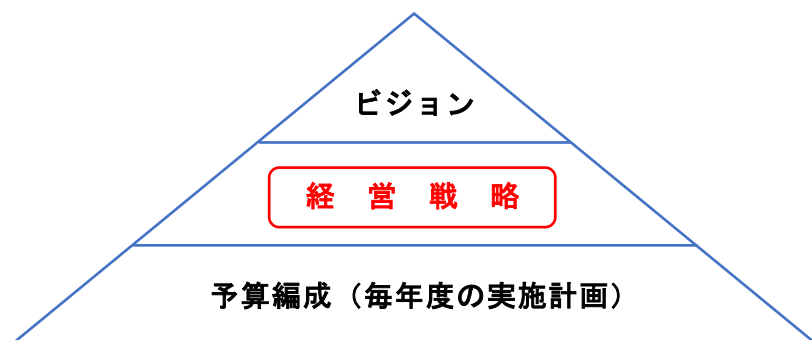
本市では、環境変化に対応するため、「石狩市下水道中期ビジョン」やこれに続く「第2期石狩市下水道ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、各種取り組みを進めています。

こうした中、今後はさらに中長期的な経営や収支見通しなどの財政的観点も考慮し、定期的な使用料改定を実施するほか、より効率的・効果的かつ安定的な汚水処理の実施や施設の維持管理に取り組み、将来にわたり持続する下水道事業とすることを目標とする『石狩市下水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という。）を策定することとします。

なお、特定環境保全公共下水道事業（以下、「特環下水道事業」という。）において策定済みである『石狩市特定環境保全公共下水道事業経営戦略』（平成29年3月）は、公共下水道事業と特環下水道事業を会計統合したことも踏まえ、その役割を本経営戦略が引き継ぐものとします。

(1) 経営戦略の位置付け

ビジョンの基本理念を実現させるために、経営戦略を踏まえ、毎年度の予算編成を行います（図-1 参照）。



○図-1 経営戦略の位置付け

(2) 計画期間

経営状況の中長期的に把握するために、計画期間は10年間とします。

Ⅱ．事業概要

(1) 事業の現況

本市の下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の汚濁防止・水質保全等を図ることを目的として、都市計画区域における公共下水道事業、都市計画区域外における特環下水道事業に加え、下水道の整備が行われない地区における個別排水処理施設整備事業（以下、「個排事業」という。）の3事業により、平成18年2月に策定した「石狩市生活排水処理基本計画」に基づき、実施しています。

○ 公共下水道事業

- ・ 昭和48年事業着手
- ・ 現計画では市街化区域約1,192haのうち、約1,184haを整備予定
- ・ 札幌市の施設である茨戸水再生プラザ及び手稲水再生プラザに汚水処理委託
※札幌市が行う維持管理及び建設費用の一定割合を負担
- ・ 処理委託以外に八幡処理場（平成20年3月供用開始）で汚水処理
- ・ 雨水管の整備及び老朽化した汚水処理施設の更新を継続

○ 特環下水道事業

- ・ 平成11年事業着手（厚田処理区）
- ・ 平成14年事業着手（望来処理区）
- ・ 令和2年度より緑ヶ原及び厚田区虹が原を処理区域に編入
- ・ 現在の主な事業内容は浄化センター2箇所、マンホールポンプ及び管渠の維持管理
- ・ 使用料収入が収入全体の10%程度であり厳しい経営状況
- ・ 令和2年度より地方公営企業法を適用（法適化）、公共下水道事業と会計統合

○ 個排事業

- ・ 合併処理浄化槽による生活排水処理
- ・ 平成13年着手（合併前の厚田村）
- ・ 合併後、平成26年度以前は厚田区及び浜益区を対象に整備
- ・ 平成27年度以降は石狩市全域を対象に整備

① 事業概要

・事業の現況

公共下水道事業及び特環下水道事業の現況は表-1 のとおりとなっています。

○表-1 公共下水道

(R2.3月末現在)

	公共下水道 ^①	
	公共下水道事業 ^②	特環下水道事業
供用開始年月日 (供用開始後年数)	昭和52年 1月31日 (42年)	平成15年度 9月 1日 (15年)
法適用の区分	法適 (一部適用 ^③)	
処理区域内人口密度	48.0人/ha	13.8人/ha
流域下水道等への接続の有無	無	
処理区数	3	3
処理場数	3	3 ^④

・広域化・共同化・最適化実施状況

地域特性に応じて、下水道計画に基づく都市計画区域の公共下水道事業と都市計画区域外の特環下水道事業、下水道計画区域外では個排事業を実施しています。

公共下水道事業では、茨戸下水処理場（現茨戸水再生プラザ）の維持管理のために一部事務組合を設立していましたが、より合理的・効率的な管理運営を行うため、平成15年3月31日に同組合を解散し、札幌市への事務委託による維持管理に移行しました。

次に示す図-2は、公共下水道事業と特環下水道事業をあわせた広義の公共下水道事業の概要図であり、図-3は、そのうち都市計画区域で実施する狭義の公共下水道事業概要図です。

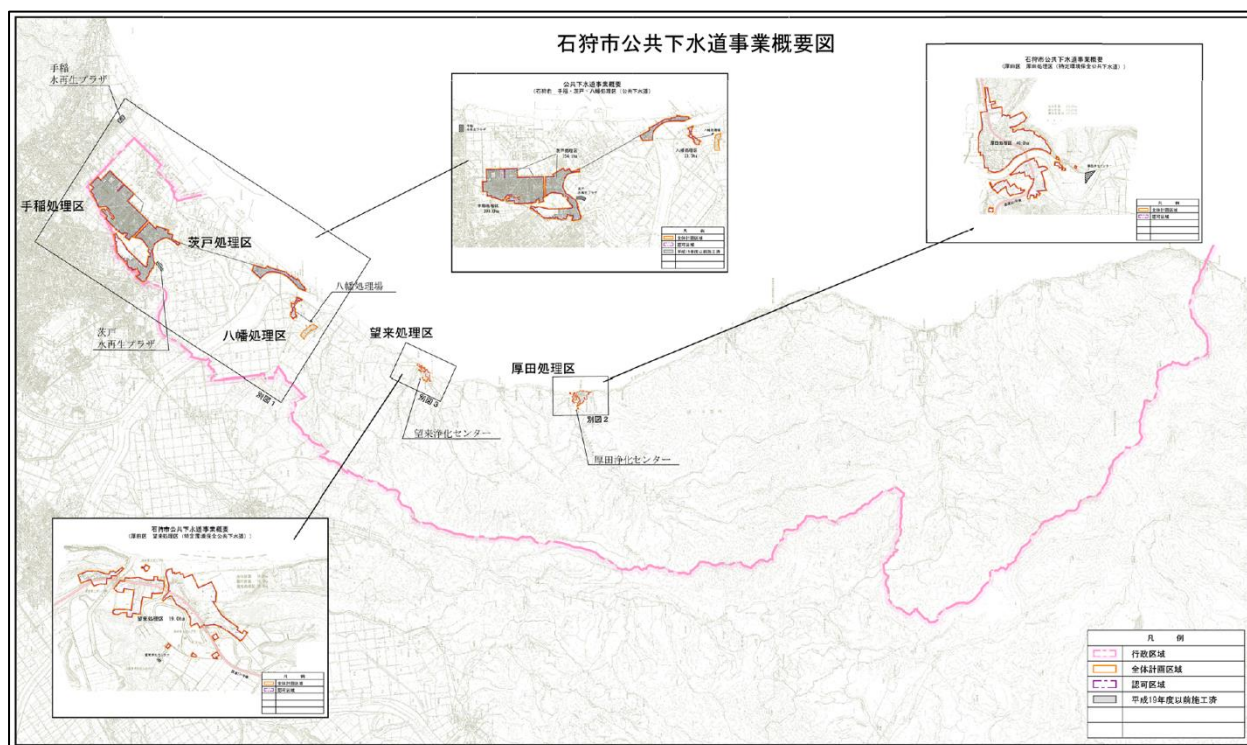
また、令和2年3月末現在における下水道普及率は92.4%、個排事業も含めた汚水処理普及率は95%となっています（図-4 参照）。

① 下水道法に基づく下水道（公共下水道、流域下水道、都市下水路）のうちの公共下水道を指す（広義）。

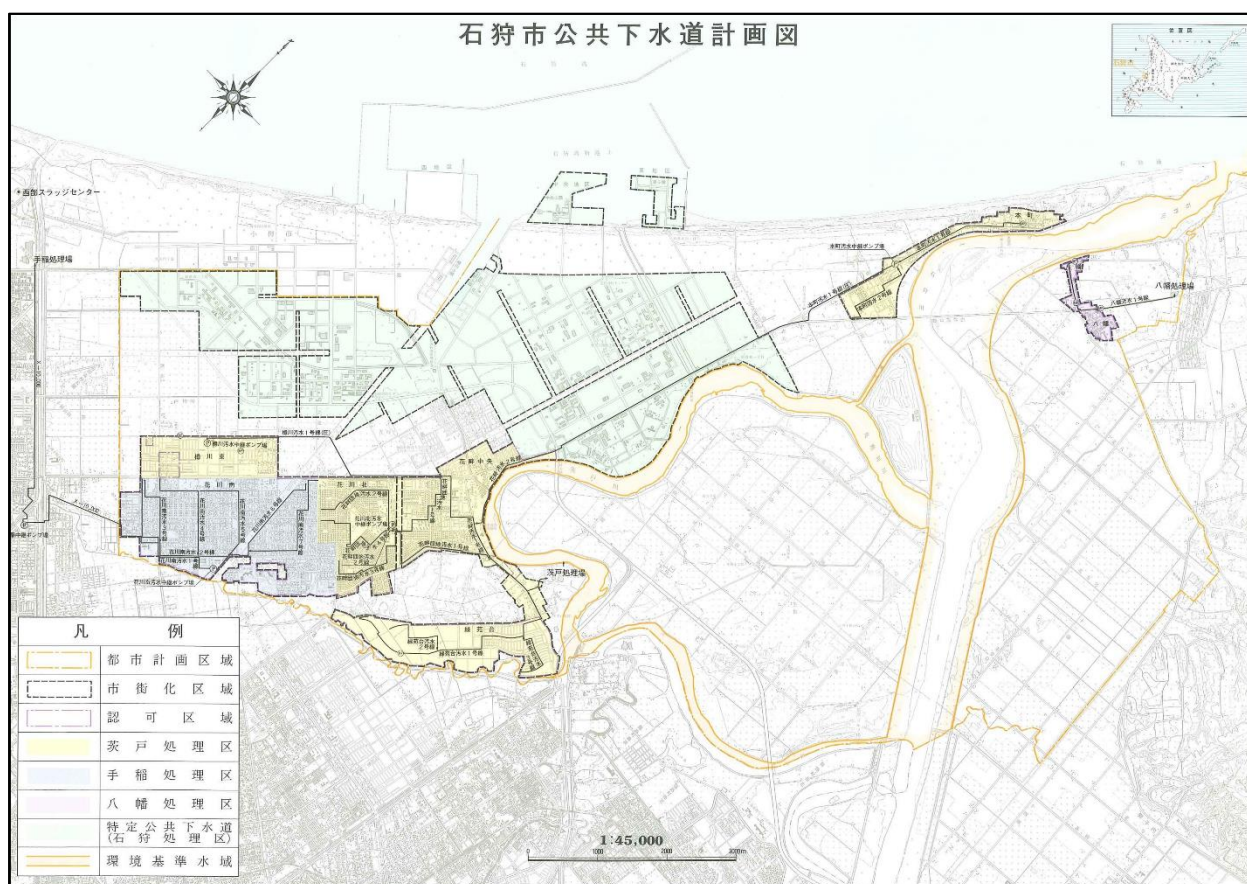
② ①の公共下水道のうちひとつの市町村で実施する都市計画区域を対象とする公共下水道を指す（狭義）。

③ 地方公営企業法が全部適用となる水道事業と違い、下水道事業では財務規定だけを適用することができる。

④ 特環下水道事業の処理区のうち、緑ヶ原及び厚田区虹が原の汚水処理は公共下水道事業の八幡処理場で行っており、処理場数は浄化センター2箇所に加え八幡処理場を加え3としている。

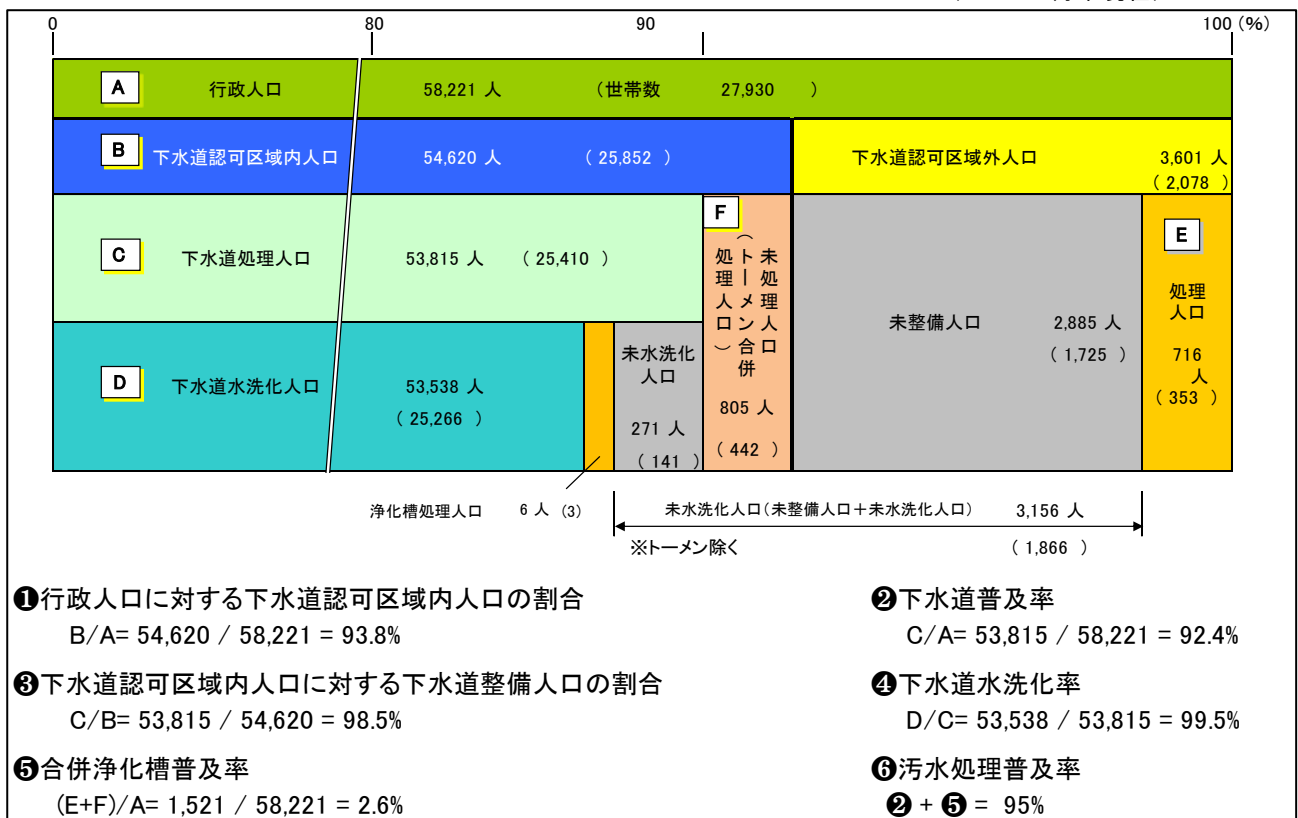


○図-2 石狩市公共下水道事業（広義）概要図



○図-3 石狩市公共下水道（狭義）計画図

(R 2. 3 月末現在)



○図-4 汚水処理普及率

② 下水道使用料

・使用料体系の概要・考え方

使用料体系は、公衆浴場以外では基本汚水量に対する使用料（定額）と超過汚水量に対する使用料（従量）を設定し、超過汚水量については、10～30m³と30m³以上で区分して単価を設定しています。

使用料については、概ね4年に1度見直しを行うこととしており、公共下水道事業の健全経営を継続することを前提として、維持管理費及び資本費からなる対象経費に見合うよう算定しています。

平成25年3月に公共下水道事業、特環下水道事業、個排事業の3事業の使用料を統一した後、平成29年3月に平均6.28%の値上となる改定を実施しました(表-2 参照)。

○表-2 使用料表

(R 2. 4. 1 現在、税抜き)

汚 水 量			金 額
公衆浴場以外の施設	基本汚水量	10m³までの部分	1,120円
	超過汚水量 (1m³につき)	10m³を超え30m³まで	137円
		30m³を超える部分	200円
公衆浴場	1m³につき		58円

また、過去3年度分の20m³あたり使用料は表-3のとおりとなっています。

表-2の使用料表から算出される条例上の使用料を、使用料収入と有収水量から算出される実質的な使用料が上回る結果となっています。

このことから、基本となる使用料1,120円を負担していても、汚水量は10m³に満たない世帯が一定程度存在し、特環下水道事業でよりその割合が大きいことがわかります。

○表-3 過去3年度分の20m³あたり使用料

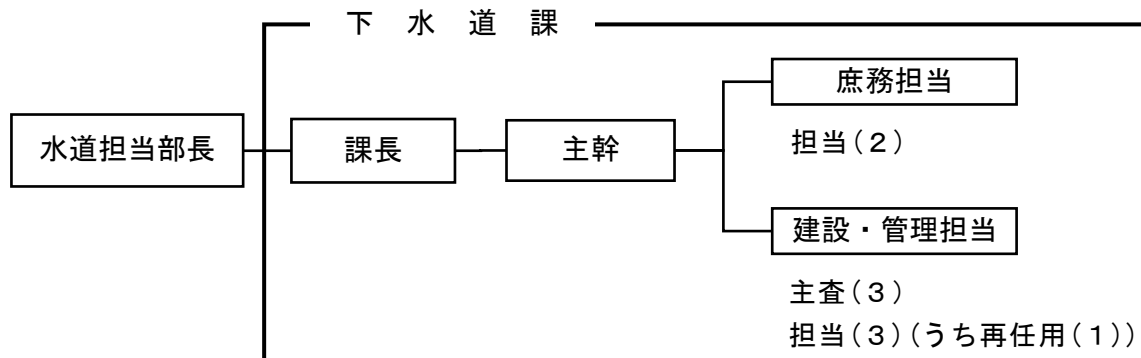
(税抜き)

	条例上の使用料 ^⑤	実質的な使用料 ^⑥		
		公共下水道事業	特環下水道事業	個排事業
平成30年度	2,490円	2,763円	3,470円	3,023円
平成29年度	2,490円	2,758円	3,439円	2,772円
平成28年度	2,344円	2,590円	3,327円	2,843円

③ 組 織

現在、建設水道部のうち上下水道を所管する水道担当部長のもと、下水道課職員10人体制で3事業を所管しています(図-5 参照)。

(R2.4.1現在)



○図-5 組織図

^⑤ 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいいます。

^⑥ 実質的な使用料とは、使用料収入を有収水量で除した値に20m³を乗じたものをいいます。

(2) 経営健全化への取り組み

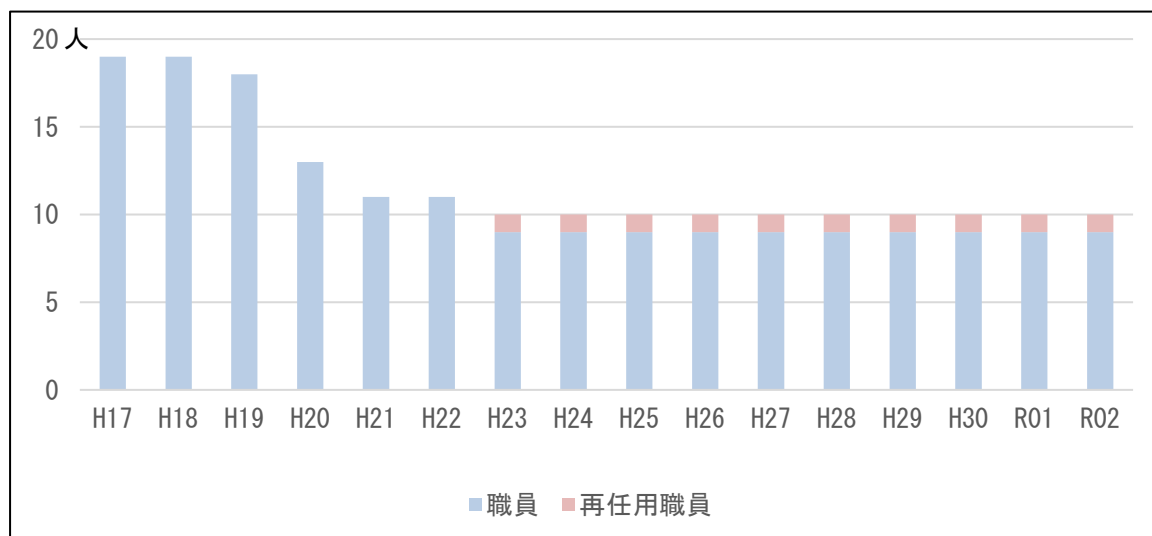
公共下水道事業、特環下水道事業及び個排事業の、将来にわたる安定的かつ健全な運営を図るため、これまで様々な取り組みを行ってきています。

- ・下水道全体計画の変更～過大投資の抑制、札幌市との費用負担の見直し
- ・建設事業におけるコスト縮減～最小管径の見直し、人孔間の延伸、道路事業と合わせた施工
- ・施設管理委託の一本化～処理場３箇所、ポンプ場４箇所を３年契約
- ・有収率の向上～管路点検、修理
- ・職員数の削減
- ・低利率の企業債へ借換
- ・新電力会社の利用 など

■職員数の変遷

平成17年度に石狩市・厚田村・浜益村が合併した際、公共下水道事業は下水道管理課及び下水道建設課、特環下水道事業は下水道管理課、下水道建設課及び厚田支所建設水道課、個排事業は合併処理浄化槽担当及び厚田支所建設水道課が所管していました。

その後、行政改革に伴う職員数削減や組織再編・スリム化を図り、平成19年度には厚田支所建設水道課を廃止し、平成20年度には下水道管理課と下水道建設課を統合して下水道課とし、平成21年度には合併処理浄化槽担当を廃止したことから、現在は下水道課職員10人で3事業を所管しており、職員数の削減とともに人件費を縮減してきています（図-6 参照）。

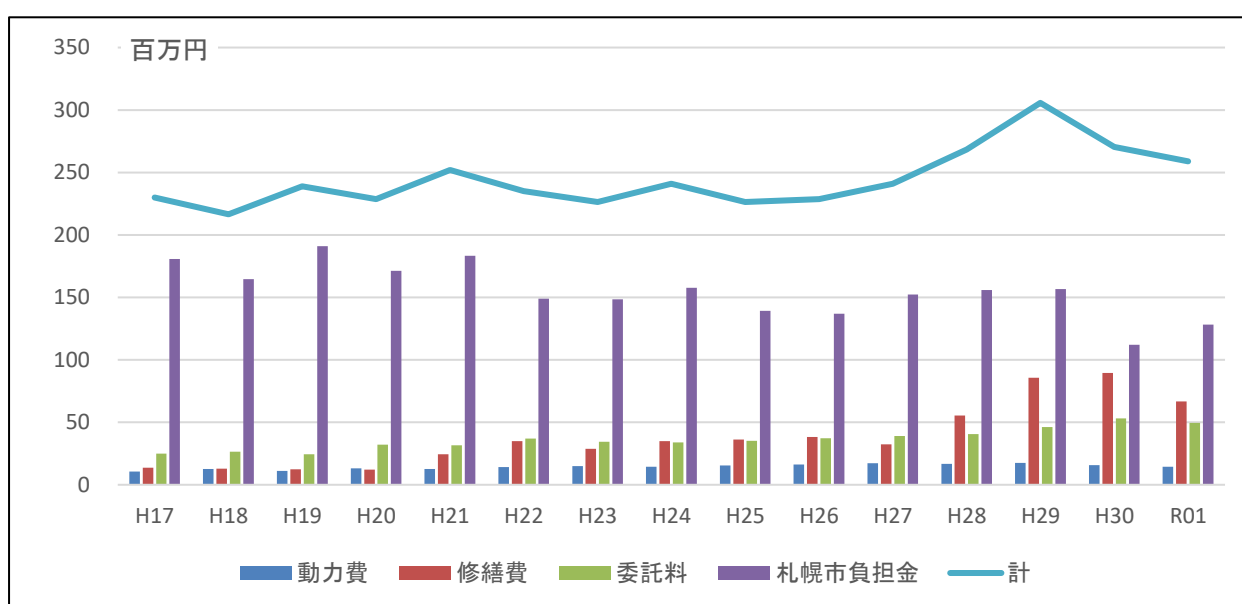


○図-6 3市村合併後の職員数の変遷

■民間活力の活用等と経費節減

公共下水道事業と特環下水道事業では、処理場・ポンプ場維持管理業務、消防設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、下水道施設維持管理業務を一括して民間事業者に委託することをはじめ、電力供給契約を見直すなど、維持管理業務の効率化と経費節減を図ってきました。

維持管理経費は、こうした削減の取り組みを行っても、なお年々増加傾向にあったところですが、維持管理経費に占める割合が大きい札幌市施設の維持管理負担金の減少が大きな要因となり、平成30年度及び令和元年度は減少傾向となっています(図-7 参照)。



○図-7 主な維持管理経費の推移

しかしながら、年々増加する労務単価や施設の老朽化に伴う修繕の増加など、これまでのような維持管理経費の縮減効果が期待できない状況になりつつあり、再び上昇に転じるものと予測されます。

本市が汚水処理の大部分を委託している札幌市も同様であると考えれば、負担金も含めた維持管理経費の増加はこれまでの経費節減努力の効果を上回ることになり、この傾向が続くことで、今後の事業経営はより困難なものになることが予想されます。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成30年度決算結果から算出される各経営指標について、類似団体^⑦の平均値と比較し、本市下水道3事業の現状分析を行うと下記のとおりとなります。

なお、各経営指標の概要については、別紙参照（p.33）。

① 公共下水道事業

1. 経営の健全性・効率性

グラフ凡例

■ 石狩市値
— 類似団体平均値
【】 H30全国平均

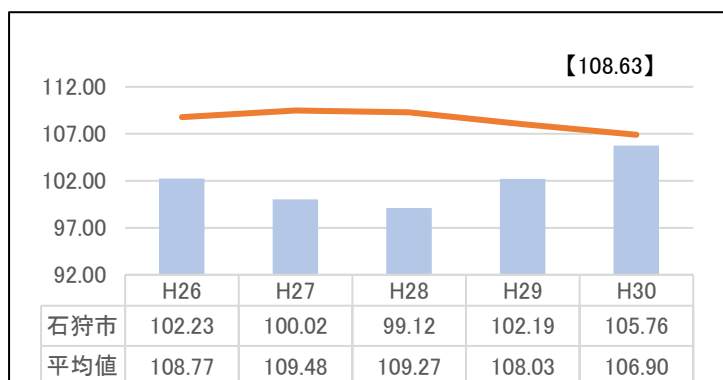


図-8 経常収支比率(%)

経常収支比率は100%を上回り、累積欠損金もないことから、現時点での経営状態は概ね良好です。

(図-8、図-9 参照)

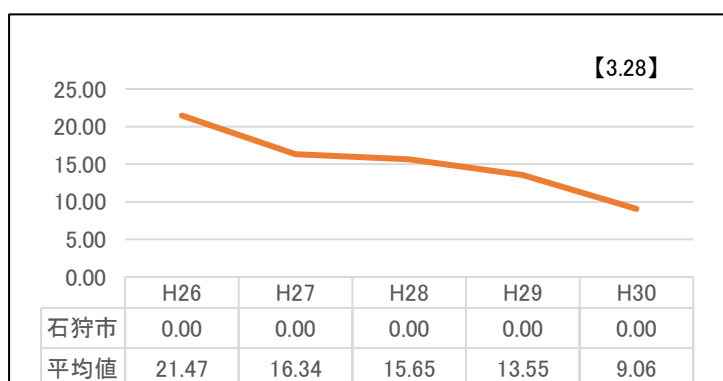


図-9 累積欠損金比率(%)

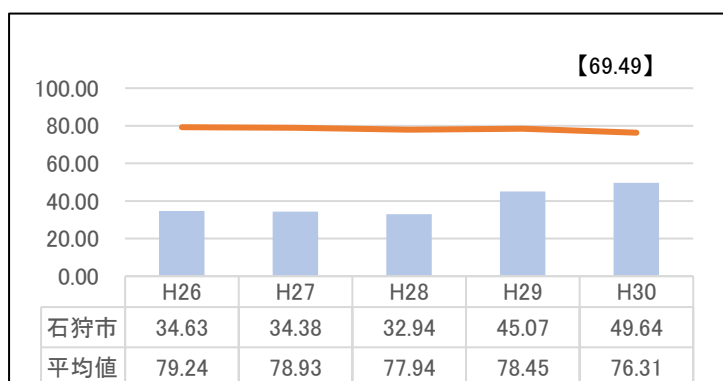


図-10 流動比率(%)

流動比率は100%を下回っていますが、流動負債に含まれる企業債については問題なく償還できている状況です。

(図-10 参照)

^⑦ 区分により類型化された同規模団体

公共下水道事業 ～処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分
特環下水道事業・個排事業～供用開始後年数別区分

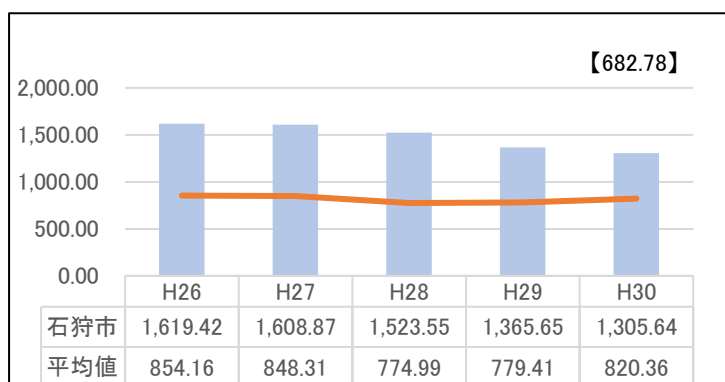


図-11 企業債残高対事業規模比率(%)

企業債残高対事業規模比率は類似団体より高い状況です。

過去に行った施設整備による企業債が経営の負担となっていますが、企業債の償還は進んでおり、残高は減少傾向にあります。

(図-11 参照)

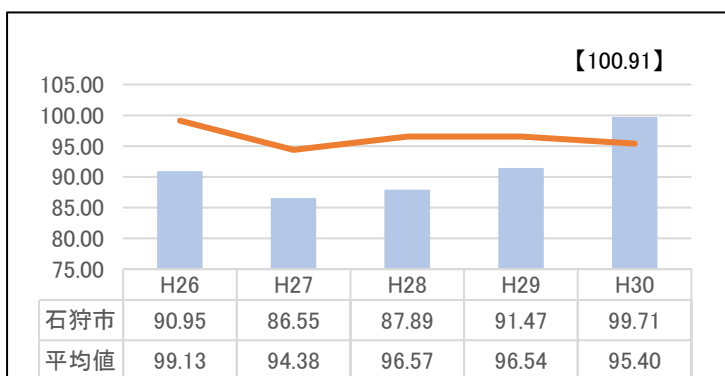


図-12 経費回収率(%)

平成29年に使用料改定を行ったことで、平成30年度には経費回収率が類似団体を上回っています。

汚水処理の大部分をスケールメリットが大きい札幌市施設に委託し、その他、職員数の削減、企業債の低利率への借換、事業計画の見直しによる過大投資の抑制など、様々な経営努力を行ってきた結果、汚水処理原価は類似団体を下回っていますが、設備補修費の増加傾向などに伴い今後上昇傾向となることを見込まれます。

(図-12、図-13 参照)

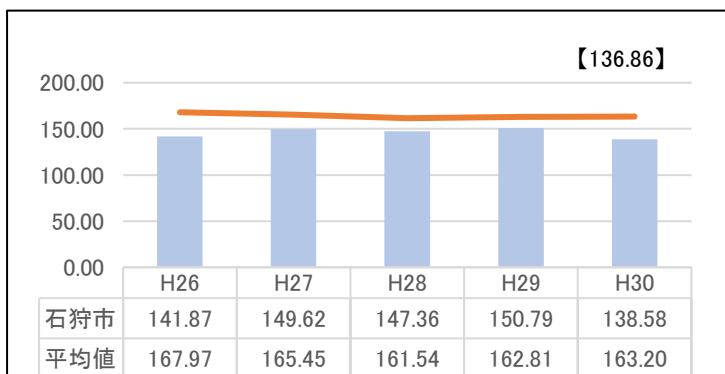


図-13 汚水処理原価(円)

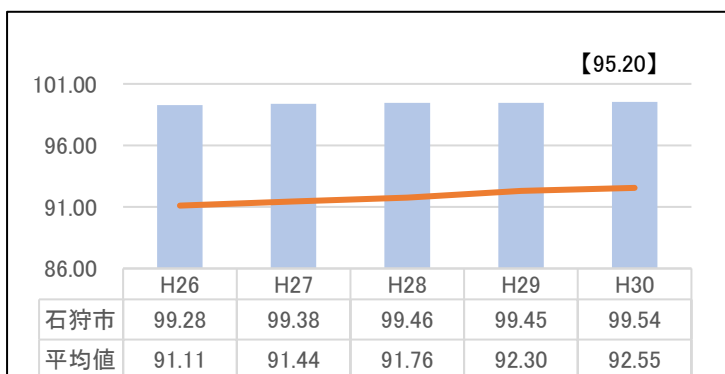


図-14 水洗化率(%)

汚水管の整備はほぼ完了しており、水洗化率は99%を超え高い状況です。

(図-14 参照)

2. 老朽化の状況

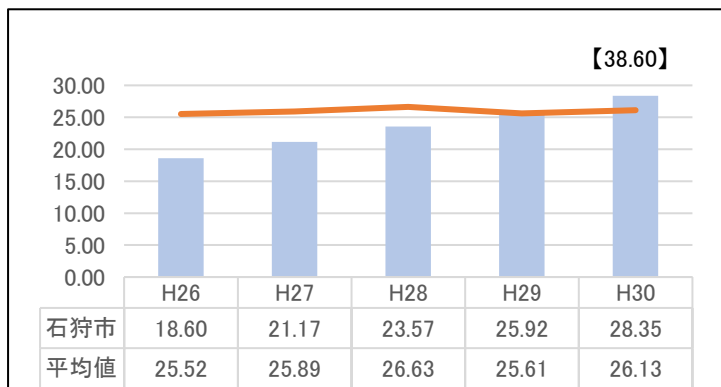


図-15 有形固定資産減価償却率(%)

現状では耐用年数を経過した管渠はありませんが、有形固定資産減価償却率は上昇し、現状として、処理場・ポンプ場の電気・機械設備の劣化が進んでいることから、設備補修費が増加傾向にあります。

(図-15 参照)

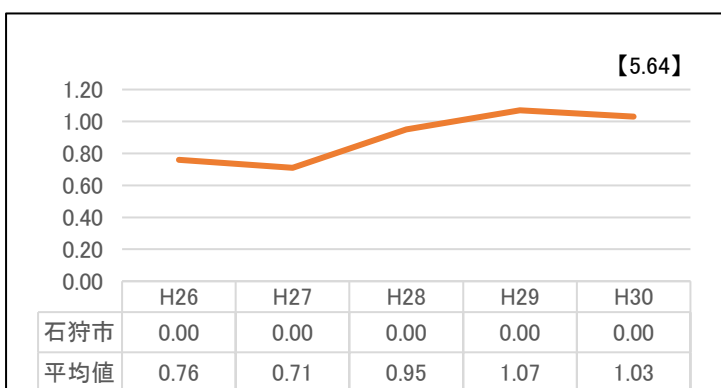


図-16 管渠老朽化率(%)

耐用年数を迎える管渠はありませんが、数年後には耐用年数を経過する管渠がでてくるため、その後は老朽化率が上昇することが想定されます。

このため、各管渠の状態や実情に合わせて、適正に更新できるように計画するとともに、財源を確保しなければなりません。

(図-16、図-17 参照)

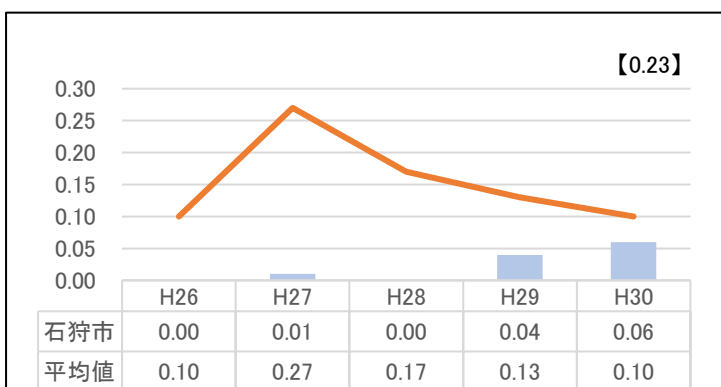


図-17 管渠改善率(%)

3. 全体総括

汚水処理原価は、これまで行ってきた経営改善努力により類似団体を下回っていますが、処理場・ポンプ場等の施設における設備補修費の増加傾向に伴い今後上昇することが見込まれるなど、経営状況は楽観視できない状況にあります。

今後は、人口減少等により使用料収入の減少が見込まれるうえ、現状からの大幅な経費削減は難しいことから、適正な使用料水準を見極めながら、汚水処理に要する経費を賄う収入を確保できるよう、適切な公費負担の継続について、一般会計に求めていく必要があります。

② 特環下水道事業

1. 経営の健全性・効率性

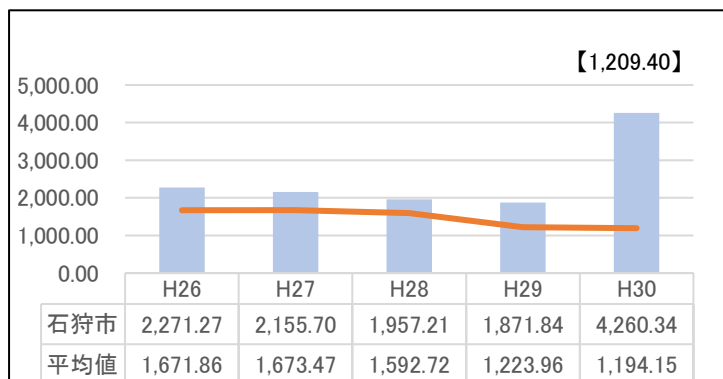


図-18 企業債残高対事業規模比率(%)

令和2年度より新たな地区の共用を開始し、それに伴う企業債の発行により企業債残高対事業規模比率が類似団体より大幅に高い状況となっています。

(図-18 参照)

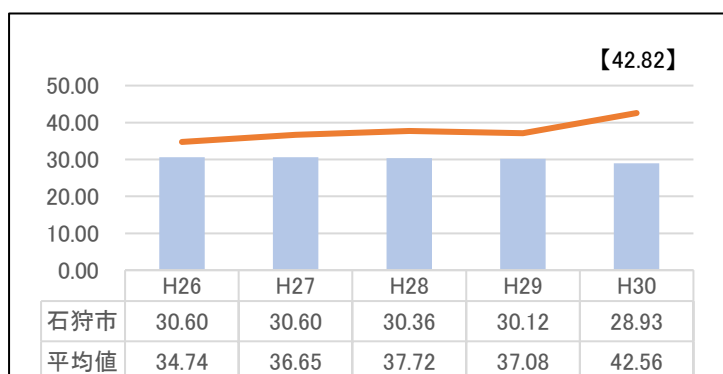


図-19 施設利用率(%)

計画段階から観光人口までも考慮した施設規模であることから、使用水量に対して施設規模が過大となっており、このため、有収率は高いが年間を通じた施設利用率は低く、汚水処理原価が高くなり、その結果、経費回収率が30%を下回り著しく低い状況にあります。

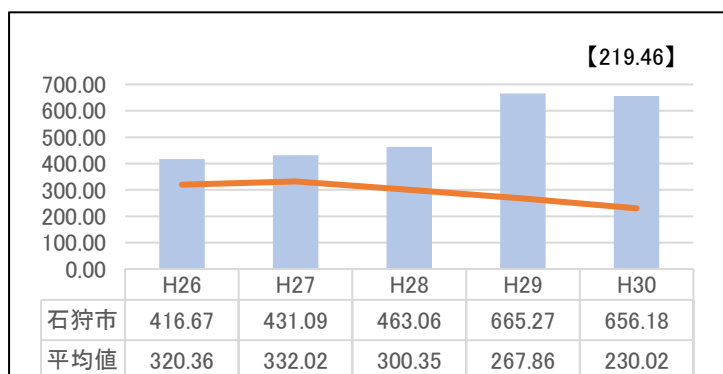


図-20 汚水処理原価(円)

汚水処理に係る費用を使用料で賄うことが出来ず、一般会計及び基金からの繰入により補填しています。

(図-19、図-20、図-21 参照)

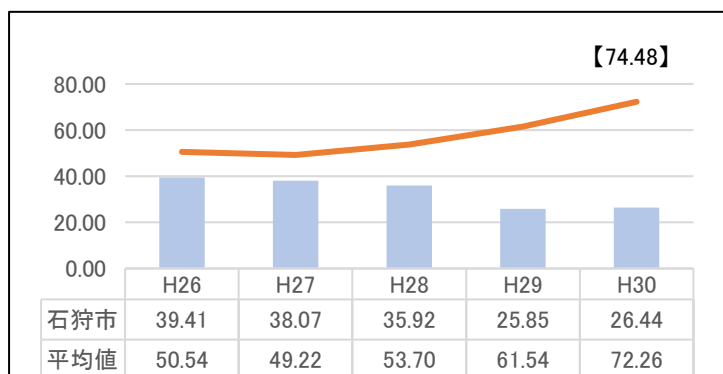


図-21 経費回収率(%)

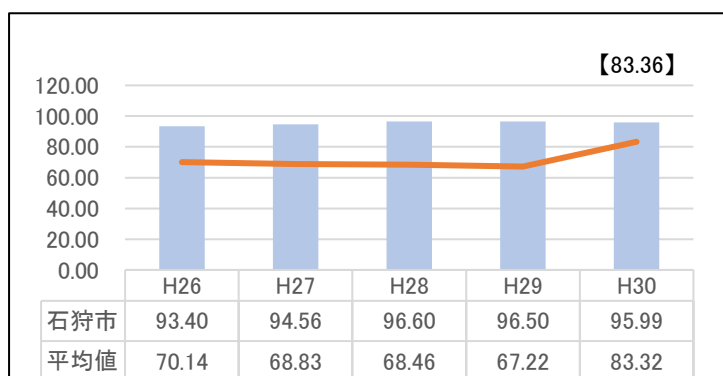


図-22 水洗化率(%)

施設整備は概ね終了し、主に維持管理を行っています。過疎地域で定住人口が少なく、また、処理区域内人口密度が低いことから、水洗化率の向上は見込めず、経営効率の低い事業となっています。

(図-22 参照)

2. 老朽化の状況

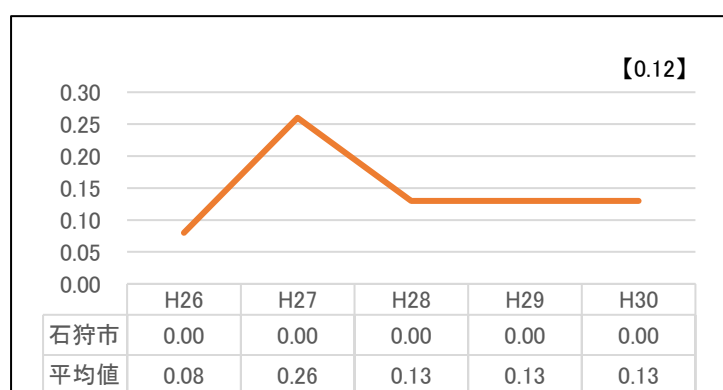


図-23 管渠改善率(%)

供用開始が平成15年であり、耐用年数を超えるものではありませんが、将来的には老朽化への対応が課題となることが予想されます。

(図-23 参照)

3. 全体総括

1次産業の比率が高い地域であり、処理区域内人口密度や経営効率の低さや、使用水量に対する施設規模の大きさにより、汚水処理原価が高く経費回収率が低い状況です。

今後は、設備補修費が増加していくことが見込まれますが、財源の確保が難しいため、施設の耐用年数や老朽化の進行状況等から適切なタイミングを見極め、施設規模の縮小や処理方法の変更などの検討に着手します。

現在の汚水処理原価及び経費回収率を鑑みると、大幅な使用料の改定が必要な状況ですが、市の政策として、個排事業とともに公共下水道事業の使用料に統一することとしているため、本事業の継続には事業実態に見合った一般会計繰入を求めるなどの対策が不可欠です。

③ 個排事業

1. 経営の健全性・効率性

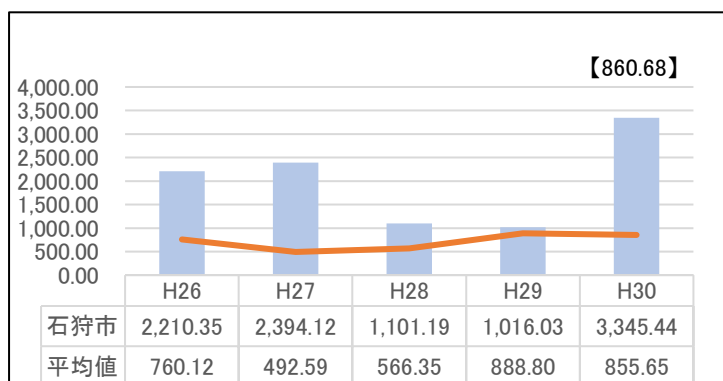


図-24 企業債残高対事業規模比率(%)

施設整備費の大部分を企業債に頼っており、整備基数の増や事業費の増とともに企業債残高対事業規模比率が高くなる傾向にあります。

(図-24 参照)

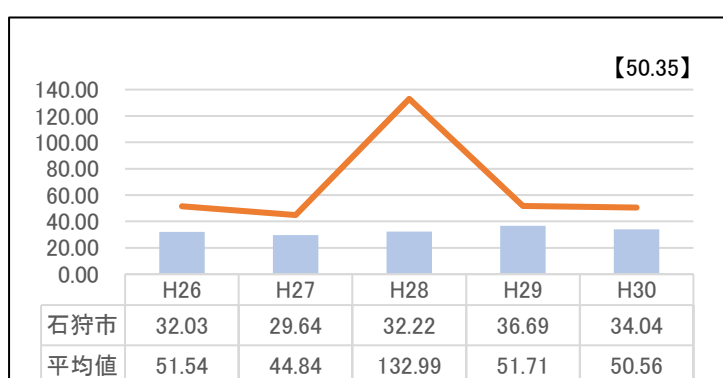


図-25 施設利用率(%)

合併処理浄化槽は、戸別家庭を対象とした施設整備であることから、使用水量が少なく、また、設置する最小のものが5人槽であることなどから、施設規模と使用水量が直接比例しない場合もあり、施設利用率が低くなっている状況です。

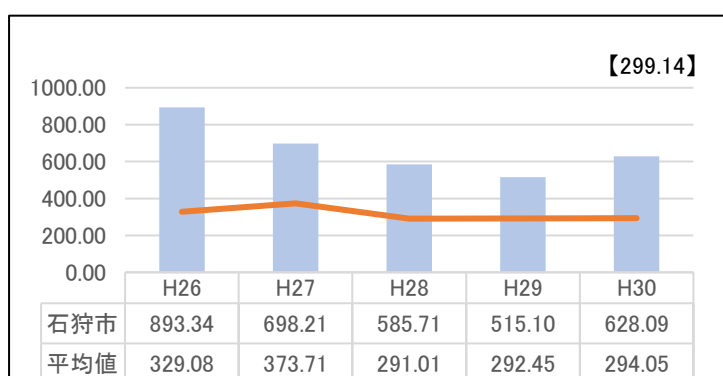


図-26 汚水処理原価(円)

同じように、施設規模に比例した有収水量にならないことにより、汚水処理原価が高い状況になっていると考えられます。

このことは、経費回収率を下げることにもつながり、結果として汚水処理に係る費用を使用料で賄うことができないことから、一般会計及び基金からの繰入により補填する結果となっています。

(図-25、図-26、図-27 参照)

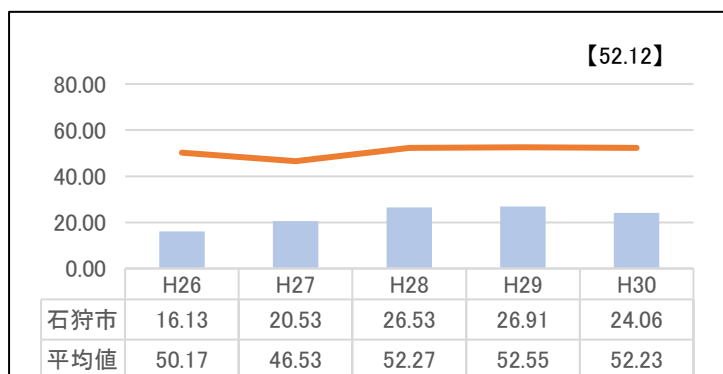


図-27 経費回収率(%)

2. 老朽化の状況

供用開始が平成13年であり、耐用年数を超える合併処理浄化槽はありませんが、将来的には老朽化への対応が課題となることが予想されます。

今後も定期点検を確実に実施し、維持管理を適切に行っていくことが重要です。

3. 全体総括

事業規模が小さく使用水量が少ない事業であり、事業運営に要する経費を賄うための使用料を確保することが困難な状況にあります。

現在の汚水処理原価及び経費回収率を鑑みると大幅な使用料の改定が必要な状況ですが、市の政策として、特環下水道事業とともに公共下水道事業の使用料に統一することとしているため、事業実態に見合った一般会計繰入を求めるなどの対策が不可欠です。

Ⅲ. 将来の事業環境

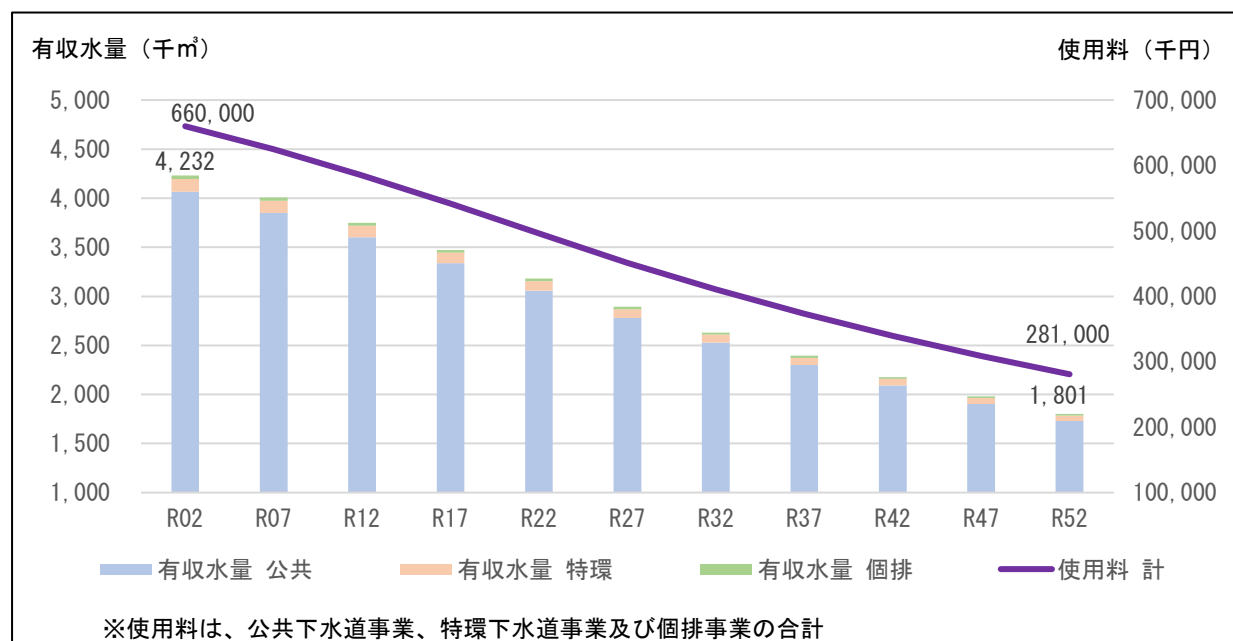
本市の人口は、札幌市のベッドタウンとして大規模宅地開発が進んだことなどにより急速に増加してきましたが、市村合併から2年後、平成19年の61,473人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計（平成30（2018）年推計）によると、表-4に示すとおり、総人口では平成27（2015）年の57,436人（国勢調査実績値）が、令和27（2045）年には37,642人に減少し、また、65歳以上の割合は30%から49.2%にまでなるほど高齢化が進むと推計されています。

○表-4 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計

（人、％）

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384	37,642
うち65歳以上	17,253	19,399	19,589	19,323	18,903	18,895	18,510
65歳以上割合	30.0	35.2	37.6	39.6	41.8	45.7	49.2

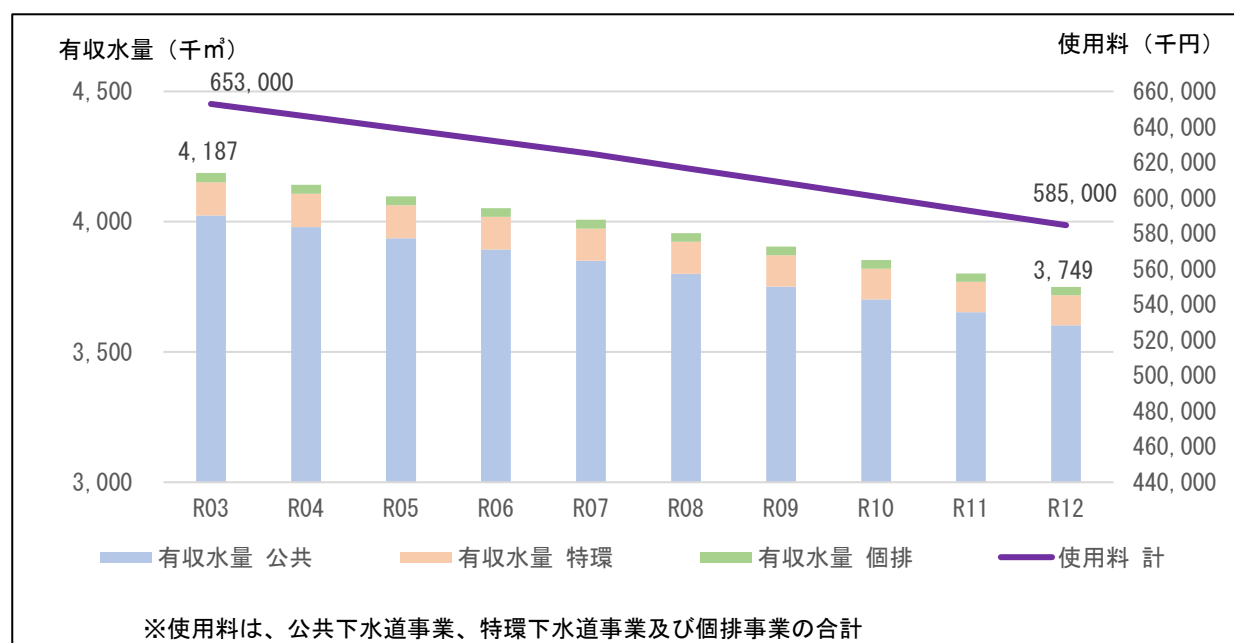
この将来推計を基に、令和27年度以降も同程度ずつ減少していくものと仮定して、50年後、令和52年度までの有収水量と使用料収入を人口の減少率を用いて推計した結果、図-28に示すとおり、有収水量（棒グラフ：左目盛）も使用料収入（折線グラフ：右目盛）も大幅に減少することになり、何も対策を講じなければ、50年後の使用料収入は現在の2分の1以下になってしまうことが想定されます。



○図-28 有収水量と使用料の将来推計（50年間）

さらには、高齢化社会が進むことによる影響も考慮した場合、使用水量が多い傾向にある子育て世帯の割合が減少し、使用水量が少ない傾向にある高齢者の割合が増えることが考えられ、その結果、より厳しい事業環境となることは想像に難くありません。

次に、計画期間となる令和3年度から令和12年度の10年間に限定したものが図-29となります。



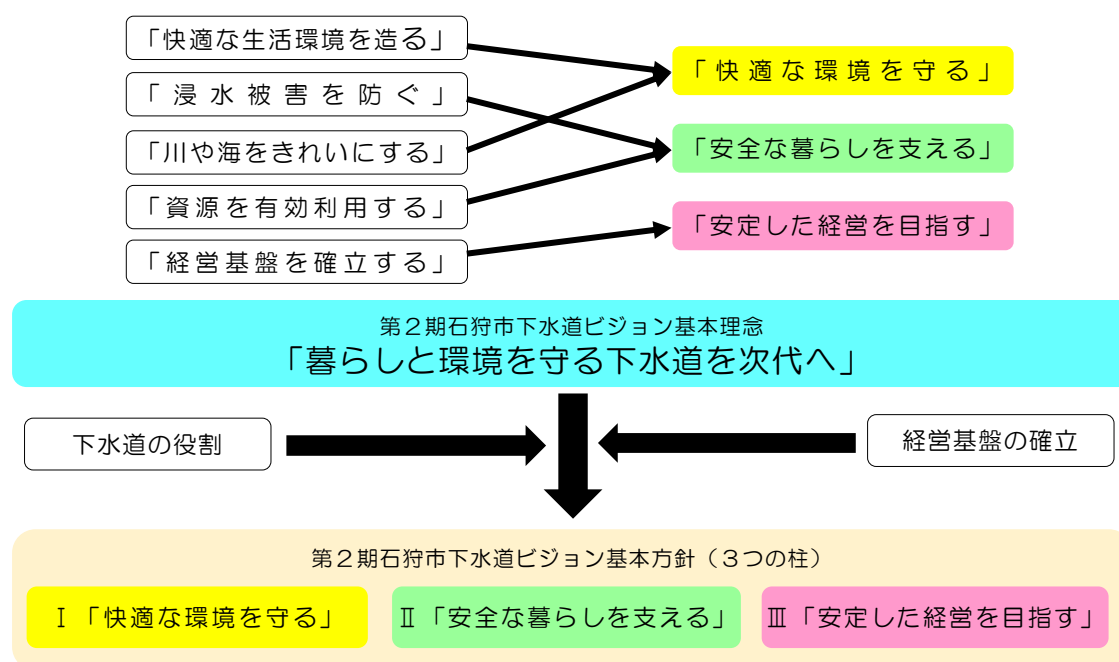
○図-29 有収水量と使用料の将来推計（10年間）

使用料収入については10年間で約7千万円弱の減収が見込まれ（折線グラフ：右目盛）、今後、施設の老朽化が進むことで補修・修繕等の維持管理費が増えていくことも想定されることから、将来的な経営環境は非常に厳しいものになることが予想されます。

これまでも、4年毎に使用料水準を見直し、必要に応じて改定を実施してきましたが、今後においても、市民生活に必要不可欠な事業として、施設を維持しながら、かつ、安定した経営を持続していくため、収支均衡を図ることができる使用料収入となるよう、定期的な見直しを行う必要があると考えています。

IV. 経営の基本方針

ビジョンに掲げる「暮らしと環境を守る下水道を次代へ」の基本理念の基、「Ⅰ. 快適な環境を守る」、「Ⅱ. 安全な暮らしを支える」、「Ⅲ. 安定した経営を目指す」を基本方針として事業を実施しています（図-30 参照）。



○図-30 石狩市の基本方針

また、3つの柱からなる基本方針のもと、将来目標を実現させるための具体的施策として8項目を掲げ、以下のとおりとしています。

【Ⅰ. 快適な環境を守る】

(1) 施策1：効果的な汚水処理の推進

- ・ トーメン団地における下水道を供用開始します。
- ・ 水洗化の促進を図ります。
- ・ 合併処理浄化槽の整備を継続して進めます。

(2) 施策2：公共用水域の水質保全

- ・ 水質改善に向け継続的に関係機関との協議を行います。

【Ⅱ．安全な暮らしを支える】

(3) 施策3：地震対策の検討

- ・汚水中継ポンプ場では、減災対策を含めた検討を進めます。
- ・管渠は、重要路線の選定、対策箇所の優先順位付けを行い、耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震対策を進めます。
- ・下水道BCP[®]の定期的な改訂を行います。

(4) 施策4：雨水の整備

- ・花川南地区の雨水整備を継続して進めます。

(5) 施策5：施設の効率的な改築・更新

- ・下水道施設では健全度評価結果に基づく設備の改築を行います。
- ・管渠については、改築や修繕に関する調査を行い、必要に応じた工事を進めます。
また、改築工事には、耐震性能も考慮します。
- ・花川南地区の不明水対策を進めます。

【Ⅲ．安定した経営を目指す】

(6) 施策6：支出の抑制

- ・民間委託・維持管理の効率化について、検討を行います。
- ・特環下水道事業では、トータルコストを抑制するために、汚水処理方式変更に関わる関係機関との協議を継続していきます。

(7) 施策7：収入の確保

- ・有収率及び収納率のさらなる向上を図るなど健全化に努めます。
- ・4年に一度の使用料見直しを行います。
- ・特環下水道事業では、一般会計からの支援を継続して求めます。

(8) 施策8：広域化・共同化の継続

- ・札幌市と連携強化し、維持管理の広域化や施設の共同化を継続します。

[®] 業務継続計画(Business Continuity Plan)～災害発生時の人、モノ、情報及びライフラインなどの利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行することを目的とした計画

V. 投資・財政計画（収支計画）

（1）収支推計の前提となる諸条件

① 収支計画のうち投資についての説明

■ 管渠、ポンプ場及び処理場等の建設・更新に関する事項

- ・下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント基本計画を既に策定しており、これに基づき、各施設の点検・調査を行った結果を踏まえて、施設毎のストックマネジメント実施計画を順次策定しています。
- ・ストックマネジメント実施計画の策定及びこれによる更新も含め、年度毎の建設・更新に係る事業実施予定については表-5（次ページ）のとおりとなっています。
- ・花川南地区における雨水管渠整備は、令和元年度末の面積整備率が43%となっており、予定通り整備を進めると令和12年度末には約48%になります。
- ・今後老朽化が進む污水管渠については、施設状態を的確に把握し、更新を進めます。
- ・ポンプ場及び処理施設等については、平成26年度に花川南污水中継ポンプ場の電気設備、平成28年度から平成29年度にかけて樽川污水中継ポンプ場の建築・電気設備等の更新を行いました。他の施設についても今後さらに老朽化が進むため、施設状態を的確に把握し、更新を進めます。
- ・処理委託している札幌市の水再生プラザにかかる建設・更新等事業については、その内容について適宜協議するとともに、適切な建設費負担に努めます。

■ 投資の平準化に関する事項

- ・ストックマネジメント基本計画及び実施計画に基づく投資を基本として、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図るとともに、財政状況も勘案し、各年度における投資額を可能な限り平準化することで、安定した財政運営を継続します。

■ 合併処理浄化槽の整備に関する事項

- ・市内全域を整備対象地域とした平成27年度以降、毎年度18基設置を基本とした事業費を計上していることから、計画期間中も継続して毎年度同程度の規模の事業費を見込むものとして推計しています。

○表-5 事業実施予定

公共下水道事業		(単位:千円)										
		R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	
雨水・管渠	雨水・管渠	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	・花川南地区	
	汚水・管渠	・管路改築実施設計 ・管路耐震診断	・管路耐震設計	・管路耐震化	・管路耐震化	・管路耐震化	・管路耐震化	・管路耐震化 ・ストックマネジメント 実施計画	・実施設計 ・耐震診断	・管路更生 ・耐震設計	・管路耐震化 ・管路更生	
	汚水・ポンプ施設	・(本町)マンホールポンプ 設備更新 ・(花川南)ストックマネジメ ント実施計画 ・(花川北)改築実施設計 ・マンホールポンプ所改 築実施設計 ・マンホールポンプ所ス tockマネジメント実施計 画	・(本町)自家発電設 備更新 ・(花川南)実施設計 ・マンホールポンプ 所実施設計	・(花川北)建築 ・(花川南)機械設備 ・マンホールポンプ 所改築	・(花川北)改築 ・(花川南)改築 ・(本町)改築実施設計	・(本町)更新	・(本町)受変電設備 改築 ・マンホールポンプ 所ストックマネジメン ト実施計画	・実施設計	・(花川北)実施設計 ・(八幡)マンホールポンプ 改築 ・(樽川P)ストックマネジメ ント実施計画 ・マンホールポンプ所ス tockマネジメント実施計 画	・(花川北)受変電設備改 築 ・(花川南)蓄電池改築 ・(本町)マンホールポンプ 改築 ・(樽川)改築実施設計 ・マンホールポンプ所改 築実施設計	・(花川北)受変電設備改 築 ・(花川南)蓄電池改築 ・(本町)マンホールポンプ 改築 ・(樽川)改築実施設計 ・マンホールポンプ所改 築実施設計	
	汚水・処理施設	・札幌市負担金	・札幌市負担金	・札幌市負担金	・札幌市負担金	・札幌市負担金	・札幌市負担金 ・(八幡)ストックマネ ジメント実施計画	・札幌市負担金 ・(八幡)実施設計	・札幌市負担金 ・(八幡)改築	・札幌市負担金 ・下水道中期ビジョ ン改訂	・札幌市負担金 ・(八幡)ストックマネ ジメント実施計画	
	事業費	工事 委託 補償費 施設利用権 計 国庫補助金 起債 受益者負担金 その他 計	256,940 58,080 3,000 70,000 388,020 122,175 246,000 0 19,845 388,020	251,465 41,360 3,000 90,000 385,825 119,938 265,700 0 187 385,825	339,822 0 3,000 40,000 382,822 144,885 237,800 0 137 382,822	268,866 17,600 3,000 90,000 379,466 126,205 253,100 0 161 379,466	263,413 4,600 3,000 40,000 311,013 105,753 205,100 0 160 311,013	179,431 37,000 3,000 80,000 299,431 89,405 189,800 0 20,226 299,431	159,242 64,500 3,000 80,000 306,742 92,410 199,100 0 15,232 306,742	186,088 42,240 3,000 80,000 311,328 95,063 205,100 0 11,165 311,328	145,375 103,950 3,000 80,000 332,325 106,675 211,700 0 13,950 332,325	221,625 33,000 3,000 80,000 337,625 102,775 228,700 0 6,150 337,625
特選下水道事業												
雨水・管渠	雨水・管渠											
	汚水・管渠											
	汚水・ポンプ施設	・ストックマネジメント 実施計画	・改築実施設計	・マンホールポンプ 所改築	・マンホールポンプ 所改築 ・ストックマネジメント 実施計画	・マンホールポンプ 所改築 ・(厚田)改築実施設 計	・マンホールポンプ 所改築 ・(厚田)改築 ・(望来)改築実施設 計	・マンホールポンプ 所改築 ・(望来)改築				
	汚水・処理施設											
	事業費	工事 委託 補償費 施設利用権 計 国庫補助金 起債 受益者負担金 その他 計	0 19,800 0 0 19,800 9,000 0 0 10,800 19,800	0 19,800 0 0 19,800 9,000 10,800 0 0 19,800	33,000 0 0 33,000 15,000 18,000 0 0 33,000	9,800 22,000 0 0 31,800 14,400 5,400 0 12,000 31,800	13,400 11,000 0 0 24,400 11,100 13,300 0 0 24,400	300,600 11,000 0 0 311,600 144,800 166,700 0 100 311,600	70,800 0 0 0 70,800 32,150 38,600 0 50 70,800	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
財源	雨水・管渠											
	汚水・管渠											
	汚水・ポンプ施設											
	汚水・処理施設											
	財源	工事 委託 補償費 施設利用権 計 国庫補助金 起債 受益者負担金 その他 計	0 19,800 0 0 19,800 9,000 0 0 10,800 19,800	0 19,800 0 0 19,800 9,000 10,800 0 0 19,800	33,000 0 0 33,000 15,000 18,000 0 0 33,000	9,800 22,000 0 0 31,800 14,400 5,400 0 12,000 31,800	13,400 11,000 0 0 24,400 11,100 13,300 0 0 24,400	300,600 11,000 0 0 311,600 144,800 166,700 0 100 311,600	70,800 0 0 0 70,800 32,150 38,600 0 50 70,800	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	

② 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■ 職員給与費に関する事項

- ・ 経験年数による昇給等の増加を見込んでいます。

■ 修繕費に関する事項

- ・ 設備の状態や老朽度を見定めながら、ライフサイクルコストが低減できるよう適確に修繕を行います。
- ・ 現状の修繕費規模をベースとしますが、物価や労務単価の上昇など、今後の経済情勢に影響されることも考慮して、毎年1%の上昇を見込んでいます。

■ 委託料・動力費に関する事項

- ・ 公共下水道事業と特環下水道事業では、処理場・ポンプ場維持管理業務委託等、各種の委託業務について一括で契約し、また、必要電力に応じて新電力会社との契約に切り替えるなど、コスト縮減を図っています。
- ・ 現状の規模をベースとしますが、物価や労務単価の上昇など、今後の経済情勢に影響されることも考慮して、毎年1%の上昇を見込んでいます。

③ 収支計画のうち財源についての説明

■ 投資に係る財源に関する事項

- ・ 施設整備・更新については、国の交付金（社会資本整備総合交付金）を最大限活用して実施することを前提に、可能な限り補助対象事業（補助率1/2）としています。
- ・ 補助事業のうち交付金が充当されない事業費（1/2）及び補助対象外の事業費については、下水道事業債を最大限活用します（図-31 参照）。

補助対象事業		補助対象外事業(単独事業)	
交付金(1/2) 50	下水道事業債(1/2) 50	下水道事業債 100	
事業費 100		事業費 100	

○図-31 事業費と財源のイメージ

■ 使用料収入の見通しに関する事項

- ・ 下水道使用料の収入推計には、令和2年度以降、特環下水道事業で緑ヶ原及び厚田区虹が原を編入することに伴う増を見込んでいます。

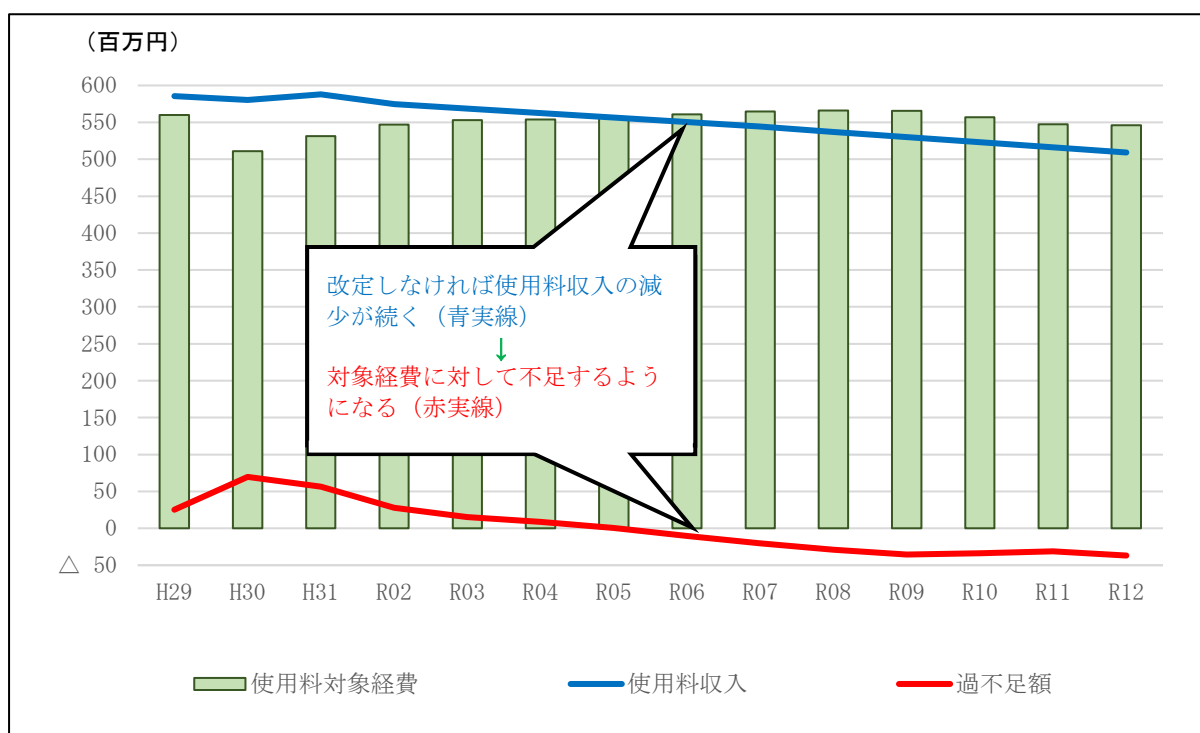
(2) 投資・財政計画（収支計画）について

① 使用料対象経費と使用料の見直しについて

■ 現状から推計する今後の見通し

施設の老朽化に伴い修繕費や更新費用などが増加傾向にあるものの、現算定期間となる令和2年度までの収支状況は堅調に推移し、次期算定期間の令和3年度から令和6年度の4年間についても、概ね収支が均衡する見込みです。

しかし、令和6年度以降は収支不足の拡大が見込まれています（図-32 参照）。



○図-32 使用料対象経費と使用料収入の推計

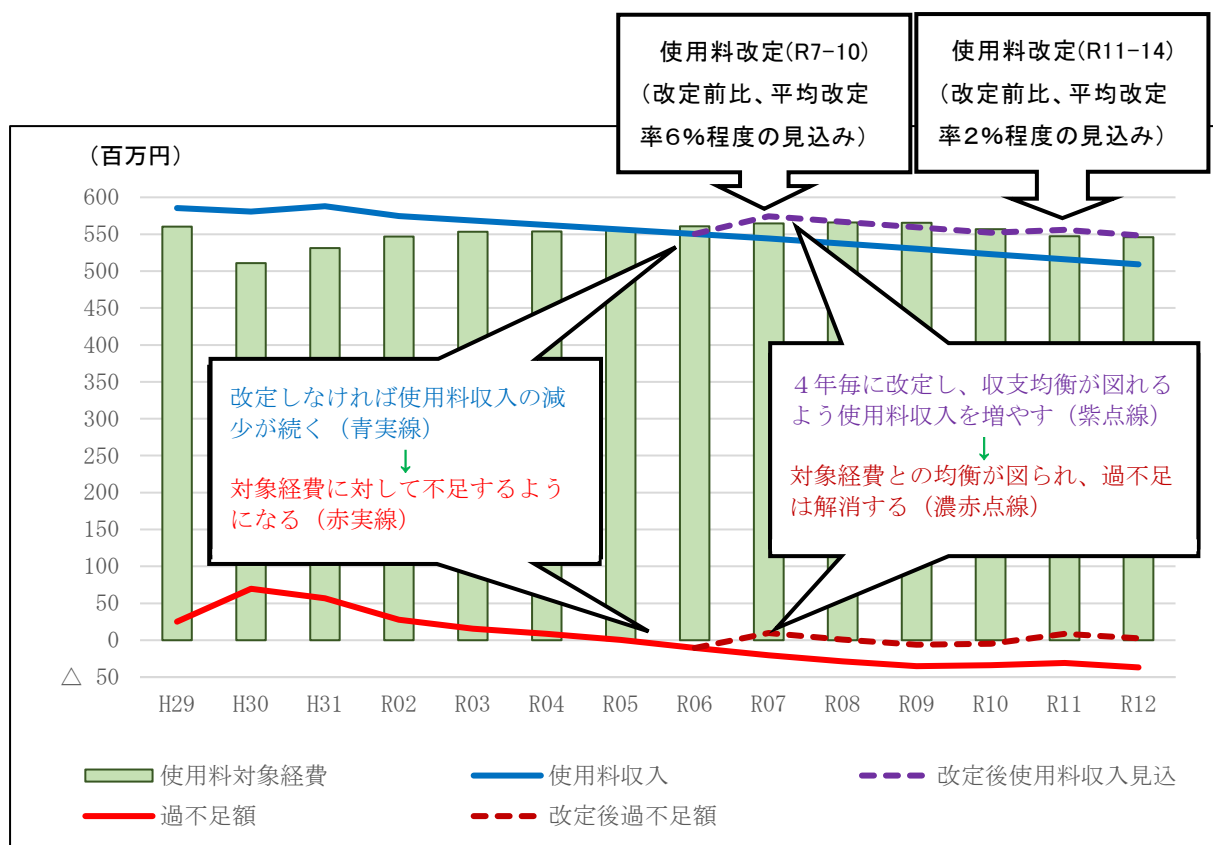
■ 使用料の見直しに関する事項

令和6年度までは現行使用料体系を維持しますが、令和6年度以降は収支不足の拡大が見込まれるため、収支均衡を図るために、4年毎に使用料改定を実施する予定です（図-33 参照）。

○令和7年度～令和10年度 改定率 平均6%程度

○令和11年度～令和14年度 改定率 平均2%程度

- ・ 使用料の見直しは公共下水道事業における4年毎の使用料及び使用料対象経費の状況から算定します。
- ・ 特環下水道事業及び個排事業も同じ使用料体系を適用します。



○図-33 使用料対象経費と使用料改定による推計

■ 企業債に関する事項

- ・建設改良事業に伴う企業債については、対象事業費から国の交付金等特定財源を除いた起債対象事業費について最大限活用し、建設費負担の平準化を図ります。
- ・企業債元金の償還に係る財源不足については、世代間負担の公平性を確保するうえでも、資本費平準化債を活用することで対応します。

■ 繰入金に関する事項

- ・一般会計からの繰入金については、受益者負担を求めることができない雨水処理費その他公費で賄うべきものなどについて、総務省から示される繰出基準に基づき算定することを基本としています。
- ・特環下水道事業と個排事業については、その事業環境や事業特性等を考慮する必要もあることから、それぞれの事業において、公費負担とすべきものを適宜算定することにより、基準外による繰入も見込むこととしています。

② 投資・財政計画（収支計画）

①において示した現状から推計する今後の見通しについて、令和3年度から令和12年度までの収支計画は次のとおりとなっています。

令和6年度以降、純損失を計上することが見込まれています。

○公共下水道事業会計（公共下水道事業・特環下水道事業）

○収益的収支

（単位：千円、％）

区 分			年 度	前年度 (決 算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	826,249	819,897	811,160	801,524	791,204	781,328	
		(1) 料 金 収 入	600,286	594,993	588,668	582,343	576,017	569,692	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他	225,963	224,904	222,492	219,181	215,187	211,636	
		2. 営 業 外 収 益	588,648	679,244	666,949	666,189	676,291	687,360	
		(1) 補 助 金	239,848	305,539	292,157	291,519	299,228	307,636	
		他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金	239,848	305,539	292,157	291,519	299,228	307,636	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	309,222	373,677	374,763	374,641	377,034	379,695	
		(3) そ の 他	39,578	28	29	29	29	29	
		収 入 計 (C)	1,414,897	1,499,141	1,478,109	1,467,713	1,467,495	1,468,688	
収 益 的 支 出	支 出	1. 営 業 費 用	1,181,933	1,321,988	1,333,356	1,344,587	1,366,197	1,389,202	
		(1) 職 員 給 与 費	64,886	64,228	65,437	66,670	67,926	69,205	
		基 本 給 退 職 給 付 費 そ の 他	32,817	33,130	33,753	34,389	35,037	35,697	
		(2) 経 費	331,012	360,749	351,677	355,288	358,938	362,627	
		動 力 費	14,544	17,051	16,605	16,771	16,939	17,109	
		修 繕 費	66,693	76,039	73,513	74,248	74,991	75,741	
		材 料 費							
		そ の 他	249,775	267,660	261,559	264,269	267,008	269,777	
		(3) 減 価 償 却 費	786,035	897,011	916,242	922,629	939,333	957,370	
		2. 営 業 外 費 用	157,998	143,661	127,337	112,411	98,877	88,220	
		(1) 支 払 利 息	156,179	141,724	126,237	111,311	97,777	87,120	
		(2) そ の 他	1,819	1,937	1,100	1,100	1,100	1,100	
		支 出 計 (D)	1,339,931	1,465,649	1,460,693	1,456,998	1,465,074	1,477,422	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	74,966	33,492	17,417	10,716	2,422	△ 8,734	
		特 別 利 益 (F)	13,353	9	9	9	9	9	
		特 別 損 失 (G)	105	399	399	399	399	399	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	13,248	△ 390	△ 390	△ 390	△ 390	△ 390			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			88,214	33,102	17,027	10,326	2,032	△ 9,123	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			319,765	352,867	369,894	380,220	382,252	373,129	
流 動	資 産	流 動 資 産 (J)	423,187	826,243	1,209,404	1,602,442	1,975,059	2,368,164	
		う ち 未 収 金	81,394	259,692	259,060	258,427	257,795	257,162	
		流 動 負 債 (K)	881,061	917,135	952,187	987,599	1,023,375	1,059,519	
		う ち 建 設 改 良 費 分	812,850	801,594	768,770	722,673	666,763	621,874	
		う ち 一 時 借 入 金							
		う ち 未 払 金	68,386	36,074	35,052	35,412	35,776	36,144	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0	0	0	0	0	0	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			826,249	819,897	811,160	801,524	791,204	781,328	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)			0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			821,217	826,249	819,897	811,160	801,524	791,204	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)			0	0	0	0	0	0	

○収益の収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入 的 収 支 出 経	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	767,976	755,102	742,910	732,232	721,966	712,704
		(1) 料 金 収 入	563,366	556,119	548,871	541,624	534,378	527,130
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他	204,610	198,983	194,039	190,608	187,588	185,574
		2. 営 業 外 収 益	660,357	651,002	651,773	636,481	616,901	608,385
		(1) 補 助 金	309,540	311,624	324,769	312,537	297,531	294,411
		他 会 計 補 助 金	309,540	311,624	324,769	312,537	297,531	294,411
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	350,788	339,349	326,975	323,915	319,341	313,945
		(3) そ の 他	29	29	29	29	29	29
		収 入 計 (C)	1,428,333	1,406,104	1,394,683	1,368,713	1,338,867	1,321,089
	支 出	1. 営 業 費 用	1,366,692	1,360,240	1,362,173	1,340,590	1,313,674	1,306,737
		(1) 職 員 給 与 費	70,509	71,837	73,189	74,568	75,971	77,401
		基 本 給	36,370	37,055	37,753	38,464	39,188	39,926
		退 職 給 付 費						
		そ の 他	34,139	34,782	35,436	36,104	36,783	37,475
		(2) 経 費	366,356	370,121	373,927	377,774	381,660	385,588
		動 力 費	17,280	17,453	17,627	17,803	17,981	18,161
		修 繕 費	76,498	77,262	78,033	78,813	79,602	80,398
		材 料 費						
		そ の 他	272,578	275,406	278,267	281,158	284,077	287,029
		(3) 減 価 償 却 費	929,827	918,282	915,057	888,248	856,043	843,748
	支 出	2. 営 業 外 費 用	80,177	72,806	65,985	59,917	54,385	49,434
		(1) 支 払 利 息	79,077	71,706	64,885	58,817	53,285	48,334
		(2) そ の 他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		支 出 計 (D)	1,446,869	1,433,046	1,428,158	1,400,507	1,368,059	1,356,171
	経	常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 18,536	△ 26,942	△ 33,475	△ 31,794	△ 29,192	△ 35,082
特	別	利 益 (F)	9	9	9	9	9	9
特	別	損 失 (G)	399	399	399	399	399	399
特	別	損 益 (F)-(G) (H)	△ 390	△ 390	△ 390	△ 390	△ 390	△ 390
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 18,925	△ 27,331	△ 33,864	△ 32,183	△ 29,581	△ 35,471
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			354,204	326,873	293,009	260,826	231,245	195,773
流 動	資 産 (J)		2,743,766	3,085,621	3,441,357	3,801,703	4,142,594	4,490,524
	う ち 未 収 金		256,530	255,805	255,080	254,356	253,631	252,906
流 動	負 債 (K)		1,096,034	1,132,924	1,170,194	1,207,848	1,245,889	1,284,321
	う ち 建 設 改 良 費 分		614,235	606,936	582,109	550,694	533,764	511,893
	う ち 一 時 借 入 金							
	う ち 未 払 金		36,515	36,890	37,270	37,654	38,041	38,432
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0	0	0	0	0	0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			767,976	755,102	742,910	732,232	721,966	712,704
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			781,328	767,976	755,102	742,910	732,232	721,966
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			0	0	0	0	0	0

○資本的収支

(単位:千円)

年 度 区 分		前年度 (決 算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収支	1. 企 業 債	535,800	553,100	397,200	368,200	274,300	268,600
	うち 資本費平準化債	224,600	198,900	141,100	81,600	8,400	0
	2. 他 会 計 出 資 金	124,148	97,393	107,254	100,556	89,136	78,448
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金	144,545	122,000	131,175	128,938	159,885	140,605
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	220	220	220	220	220	220
	9. そ の 他						
	計 (A)	804,713	772,713	635,849	597,914	523,541	487,873
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	804,713	772,713	635,849	597,914	523,541	487,873
	1. 建 設 改 良 費	299,958	498,085	418,252	416,235	426,614	422,242
	うち 職 員 給 与 費	8,011	8,145	8,298	8,454	8,614	8,776
	2. 企 業 債 償 還 金	812,850	801,594	768,770	722,673	666,763	621,874
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	1,112,808	1,299,679	1,187,022	1,138,908	1,093,377	1,044,116
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	308,095	526,966	551,173	540,995	569,836	556,243
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	297,176	500,067	530,745	520,562	550,939	536,253
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	10,919	26,899	20,428	20,433	18,897	19,990
	計 (F)	308,095	526,966	551,173	540,995	569,836	556,243
補填財源	補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
	企 業 債 残 高 (H)	8,709,920	8,461,426	8,089,856	7,735,383	7,342,920	6,989,646

○他会計繰入金

年 度 区 分		前年度 (決 算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収支分		478,598	528,512	507,718	504,769	507,484	513,341
	うち 基準内繰入金	463,798	502,406	484,130	478,574	481,380	487,557
	うち 基準外繰入金	14,800	26,106	23,588	26,195	26,104	25,784
資本的収支分		107,353	97,393	107,254	100,556	89,136	78,448
	うち 基準内繰入金	44,452	42,448	51,811	45,053	32,644	26,584
	うち 基準外繰入金	62,901	54,945	55,443	55,503	56,492	51,864
合 計		585,951	625,905	614,972	605,325	596,620	591,789

○資本的収支

(単位:千円)

年 度 区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資本的収 入	資本的収入	1. 企 業 債	230,500	368,500	247,800	215,200	221,800	238,800
		うち 資 本 費 平 準 化 債	2,000	1,900	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	76,825	76,175	72,025	66,418	62,609	58,355
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金	116,853	234,205	124,560	95,063	106,675	102,775
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金	220	220	220	220	220	220
		9. そ の 他						
	計 (A)	424,398	679,100	444,605	376,901	391,304	400,150	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)	424,398	679,100	444,605	376,901	391,304	400,150	
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	346,576	622,385	389,090	323,074	344,272	349,778
		うち 職 員 給 与 費	8,941	9,109	9,280	9,455	9,633	9,815
		2. 企 業 債 償 還 金	614,235	606,936	582,109	550,694	533,764	511,893
		3. 他会計長期借入返還金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0
計 (D)		960,811	1,229,321	971,199	873,768	878,036	861,671	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		536,414	550,221	526,594	496,868	486,732	461,521	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	520,281	522,364	507,909	480,900	470,068	444,174	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他	16,132	27,857	18,685	15,967	16,664	17,347	
計 (F)		536,414	550,221	526,594	496,868	486,732	461,521	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		6,605,911	6,367,475	6,033,166	5,697,672	5,385,708	5,112,615	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分							
収益的収支分		507,219	504,676	512,877	497,214	478,188	474,054
	うち 基準内繰入金	481,397	479,416	488,541	472,904	453,949	449,575
	うち 基準外繰入金	25,822	25,260	24,336	24,310	24,239	24,479
資本的収支分		76,825	76,175	72,025	66,418	62,609	58,355
	うち 基準内繰入金	24,923	24,263	21,353	17,560	15,444	12,389
	うち 基準外繰入金	51,902	51,912	50,672	48,858	47,165	45,966
合 計		584,044	580,851	584,902	563,632	540,797	532,409

○個排事業特別会計

(単位:千円, %)

年 度		前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分		(決 算)					
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	11,160	14,263	16,785	18,146	18,975	20,536
	(1) 営 業 収 益 (B)	5,806	5,639	5,749	5,689	5,629	5,569
	ア 料 金 収 入	5,647	5,480	5,590	5,530	5,470	5,410
	ウ そ の 他	159	159	159	159	159	159
	(2) 営 業 外 収 益	5,354	8,624	11,036	12,457	13,346	14,967
	ア 他 会 計 繰 入 金	4,924	8,594	11,016	12,437	13,326	14,947
	イ そ の 他	430	30	20	20	20	20
	2 総 費 用 (D)	15,963	17,373	17,554	17,689	17,820	17,946
	(1) 営 業 費 用	13,296	14,569	14,756	14,896	15,038	15,181
	ア 職 員 給 与 費	713	665	713	713	713	713
	イ そ の 他	12,583	13,904	14,043	14,183	14,325	14,468
	(2) 営 業 外 費 用	2,667	2,804	2,798	2,793	2,782	2,765
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	2,167	2,304	2,298	2,293	2,282	2,265
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1	53	53	53	53	53
	イ そ の 他	500	500	500	500	500	500
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 4,803	△ 3,110	△ 769	457	1,155	2,590
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	43,074	51,611	45,200	45,372	45,476	45,649
	(1) 地 方 債 償	28,000	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400
	(2) 他 会 計 補 助 金	6,224	3,319	3,845	4,362	4,700	7,831
	(3) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	53	105	105	105	105	105
	(4) 工 事 負 担 金	2,431	3,086	3,086	3,086	3,086	3,086
	(5) そ の 他	6,366	12,701	5,764	5,419	5,185	2,227
	2 資 本 的 支 出 (G)	38,271	48,501	44,431	45,829	46,631	48,239
	(1) 建 設 改 良 費	31,218	41,100	36,000	36,000	36,000	36,000
	ウ ち 職 員 給 与 費						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,053	7,401	8,431	9,829	10,631	12,239
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	4,803	3,110	769	△ 457	△ 1,155	△ 2,590

年 度		前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分		(決 算)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)							
積 立 金 (K)							
前年度からの繰越金 (L)							
前年度繰上充用金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)							
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)							
実 質 収 支 黒 字 (P)							
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)							
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)							
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)							
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		5,806	5,639	5,749	5,689	5,629	5,569
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		5,405	5,806	5,639	5,749	5,689	5,629
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)							
地 方 債 残 高 (X)		201,768	226,767	250,736	273,307	295,076	315,237

○他会計繰入金

年 度		前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分		(決 算)					
収 益 的 収 支 分		4,924	8,594	11,016	12,437	13,326	14,947
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	1,668	4,219	7,515	8,493	9,086	10,147
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	3,256	4,375	3,501	3,944	4,240	4,800
資 本 的 収 支 分		6,224	3,319	3,845	4,362	4,700	7,831
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	5,055	2,805	3,845	4,362	4,700	5,277
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	1,169	514				2,554
合 計		11,148	11,913	14,861	16,799	18,026	22,778

(単位:千円, %)

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	21,754	23,051	24,289	25,461	26,605	27,849
	(1) 営 業 収 益 (B)	5,509	5,440	5,371	5,302	5,233	5,164
	ア 料 金 収 入	5,350	5,281	5,212	5,143	5,074	5,005
	ウ そ の 他	159	159	159	159	159	159
	(2) 営 業 外 収 益	16,245	17,611	18,918	20,159	21,372	22,685
	ア 他 会 計 繰 入 金	16,225	17,591	18,898	20,139	21,352	22,665
	イ そ の 他	20	20	20	20	20	20
	2 総 費 用 (D)	18,068	18,183	18,294	18,397	18,496	18,588
	(1) 営 業 費 用	15,326	15,472	15,620	15,769	15,920	16,072
	ア 職 員 給 与 費	713	713	713	713	713	713
	イ そ の 他	14,613	14,759	14,907	15,056	15,207	15,359
	(2) 営 業 外 費 用	2,742	2,711	2,674	2,628	2,576	2,516
	ア 支 払 利 息	2,242	2,211	2,174	2,128	2,076	2,016
収 益 的 支 出	うち一時借入金利息	53	53	53	53	53	53
	イ そ の 他	500	500	500	500	500	500
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,686	4,868	5,995	7,064	8,109	9,261
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	45,810	46,050	46,286	46,498	46,709	47,010
	(1) 地 方 債 償 還 金	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400
	(2) 他 会 計 補 助 金	10,219	10,459	10,695	10,907	11,118	11,419
	(3) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	105	105	105	105	105	105
	(4) 工 事 負 担 金	3,086	3,086	3,086	3,086	3,086	3,086
	(5) そ の 他						
	2 資 本 的 支 出 (G)	49,496	50,918	52,281	53,562	54,818	56,271
	(1) 建 設 改 良 費	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	うち職員給与費						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	13,496	14,918	16,281	17,562	18,818	20,271
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,686	△ 4,868	△ 5,995	△ 7,064	△ 8,109	△ 9,261

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)							
積 立 金 (K)							
前年度からの繰越金 (L)							
前年度繰上充用金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)							
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)							
実 質 収 支 黒 字 (P)							
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)							
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)							
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		5,509	5,440	5,371	5,302	5,233	5,164
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)							
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)							
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		5,569	5,509	5,440	5,371	5,302	5,233
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)							
地 方 債 残 高 (X)		334,141	351,623	367,742	382,580	396,162	408,291

○他会計繰入金

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分		16,225	17,591	18,898	20,139	21,352	22,665
	うち基準内繰入金	10,993	11,998	12,930	13,772	14,580	15,574
	うち基準外繰入金	5,232	5,593	5,968	6,367	6,772	7,091
資 本 的 収 支 分		10,219	10,459	10,695	10,907	11,118	11,419
	うち基準内繰入金	5,752	6,342	6,887	7,374	7,841	8,442
	うち基準外繰入金	4,467	4,117	3,808	3,533	3,277	2,977
合 計		26,444	28,050	29,593	31,046	32,470	34,084

(3) 今後検討を要する項目

① 今後の投資についての考え方・検討状況

■ その他の取組

- ・ 少子高齢化・人口減少により使用水量の減少が想定されるため、老朽化により施設更新が必要となる際には、費用対効果を見極め、処理方式の変更や処理能力のスペックダウンも視野に、適切な施設規模となるよう検討する必要があります。
- ・ 個排事業においては、今後の需要動向を的確に把握しながら、状況によって浄化槽の設置基数等、事業規模の縮小を検討する必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

■ 繰入金に関する事項

- ・ 公共下水道事業、特環下水道事業、個排事業はそれぞれ事業環境が異なり、収支状況も大きく違う中で、使用料体系は統一されている状況にあるため、それぞれの事業運営が将来にわたり持続可能なものになるよう留意し、事業実態に見合った一般会計繰入を求めるなど、それぞれの事業において収入確保・収支均衡に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

■ 民間活力の活用に関する事項

- ・ 下水道施設の維持管理について、これまでの運転管理主体の委託よりさらに業務範囲を拡大する包括的民間委託等の手法について、費用対効果や職員の技術力維持などの視点も踏まえ、その可否を継続して検討していきます。

■ 薬品費・修繕費・委託料に関する事項

- ・ 上記の包括的民間委託等の手法により、薬品管理や修繕の実施も含めた委託とする場合の経費削減効果の有無等について検討していきます。

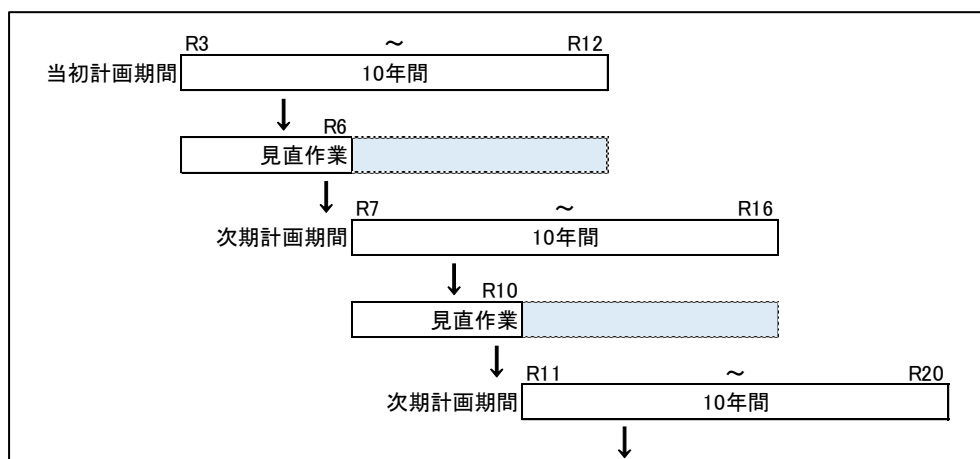
■ その他の取組

- ・ 水道事業は、公共下水道事業及び特環下水道事業と同様、公営企業会計であり、また、指定業者の多くが重複していることから、会計業務の協力体制やそれぞれで行っている窓口業務のワンストップ化をはじめとして、各種業務連携の可能性や効果について検討していきます。

VI. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

下水道使用料の見直しと合わせ、概ね4年を一区切りとして見直しを行い、適宜更新していくとともに、更新後の計画期間も10年間を維持することとします（図-34 参照）。

なお、経営戦略の点検・見直しについては、その都度、下水道事業運営委員会へ報告するほか、市ホームページなどで公表します。



○図-34 計画更新イメージ

VII. まとめ

近年、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に加え、異常気象や地震による被害など、下水道事業をとりまく環境がめまぐるしく変化する中、老朽化施設の更新や耐震化への対応など、大きな転換期を迎えていると言えます。

これから先、社会情勢や経済状況の変化など、より厳しい事業環境となることも想定したうえで、柔軟に対応しながら安定した事業運営を持続していかなければなりません。

そのためには、より中長期的な経営の基本計画が必要になると考え、特環下水道事業において先に策定済みであった「石狩市特定環境保全公共下水道事業経営戦略」の見直しを機に、公共下水道事業と個排事業を加えた下水道3事業の今後10年間の事業運営の指標となるよう、新たに「石狩市下水道事業経営戦略」を策定しました。

使用料収入の減少、更新費用の増加などにより、今後の下水道事業経営は一段と厳しさを増し、段階的な使用料改定は避けられない状況にあります。変化する社会情勢に的確に対応し、将来にわたる事業の継続、さらには安定経営の継続を可能なものにするために、今後は、『概ね4年毎の見直し』と『収支均衡の継続』を基本原則として、各種施策に取り組むこととします。

(別紙)

経営指標の概要（下水道事業）

1. 経営の健全性・効率性

経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100％以上となっていることが必要である。数値が100％未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

累積欠損金比率（％）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
------------	---

【指標の意味】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0％であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら0％となるよう経営改善を図っていく必要がある。

流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
---------	--

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100％以上であることが必要である。一般的に100％を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

企業債残高対事業規模比率（％）	$\frac{\text{企業債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$
-----------------	--

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

(別紙)

経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
------------	--

【指標の意味】

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

また、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要がある。また、分析及び統計を元に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要である。

施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
-----------	--

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要である。

水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
----------	--

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

(別紙)

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

2. 老朽化の状況

有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
-----------------	---

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
------------	--

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。

【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができる。数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
-----------	---

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。